

令和3年度町民税・府民税申告の手引

町民税・府民税の申告受付は、2月16日(火)から3月15日(月)まで
受付場所 町役場1階(101会議室) 午前9時から午後5時まで(土・日・祝日除く)
※新型コロナウイルス感染症の状況により、受付場所が変更となる場合があります。

町民税・府民税は、令和3年1月1日現在、河南町に住所を有する方が課税の対象となり、令和2年1月1日から令和2年12月31日までに生じた所得を申告していただくことになります。次の「町民税・府民税の申告の必要な方」に該当する場合は、下記の事項及び「申告書の書き方」を参考に、必ず申告してください。

申告書(必要書類は添付)は、郵送でも提出できます。

(お控えの必要な方は、ご住所・氏名を記入した返信用封筒に切手を貼付し同封願います。)

【町民税・府民税の申告の必要な方】

所得税の確定申告をされない方で、前年中に次のいずれかに該当する所得のあった方です。

1. 営業、農業、その他の事業を営んでいた方。
2. 家賃、地代、配当などの所得のあった方。
3. 大工、左官、パート・アルバイト、内職などの所得のあった方。
4. 給与所得のみの方で、勤務先から給与支払報告書の提出がない方。
5. 給与所得以外に所得のあった方および2ヶ所以上から給与の支払いを受けていた方。
6. 前年中に退職した方。
7. 年金、恩給などを受給していた方。

☆ 所得税確定申告のお知らせ

年末調整された給与以外の所得が20万円以上ある人や、2ヶ所以上から給与の支払いを受けている人は、税務署へ確定申告が必要です。

また、令和2年中の途中で退職しその後就職していない人や、パートタイマーとして働いていて勤務先の会社で年末調整を受けていない人は、税務署へ確定申告することで所得税の還付を受けることができます場合があります。なお、税務署に確定申告を提出すると、その資料によって町民税・府民税を課税しますので、河南町役場への申告の必要はありません。

※令和3年1月1日現在河南町にお住まいの方の確定申告を行う税務署は、富田林税務署(0721-24-3281)となります。

☆ 令和3年1月1日現在、給与の支払いを受けていて、前年中に給与以外の所得がなく、かつ勤務先から河南町に給与支払報告書の提出があった場合には、町民税・府民税の申告をする必要はありませんが、お手数ですが勤務先で給与支払報告書を提出されたかどうかを確認してください。

前年中に所得がなかった場合には、申告の必要はありませんが、その旨の申告がないと申告の必要があるのか、ないのか区別がつかみませんので、所得がなくても所要事項を記入して申告してください。

- ※ 申告のない場合には、所得があるのか、ないのか、町民税・府民税がかかるのか、かからないのか区別ができず申告の督促をする場合があります、ご迷惑をおかけする場合があります。
- ※ 申告書を提出していただくことにより、所得証明書等の発行資料や、国民健康保険料などの算定資料となります。
- ※ 給与所得及び年金・恩給等のある人は、源泉徴収票を準備してください。
- ※ 申告書の提出のない人や申告書に記載された金額が過少であると認められる人及び申告すべき事項について正当な理由がなく申告しなかった人については、実態調査のうえ推定課税を課すことがあります。(地方税法第315条)
- ※ 住所・氏名に誤り等がありましたら、お手数ですが、税務課へお知らせください。

☆ この申告書の書き方は、令和2年10月末現在で作成しています。地方税法等の改正があった場合には、改正後の税法により計算します。

☆ 紙面の都合で説明を一部簡略化しておりますので、詳しい内容につきましては、役場税務課町民税係までお問い合わせいただきますようお願いいたします。

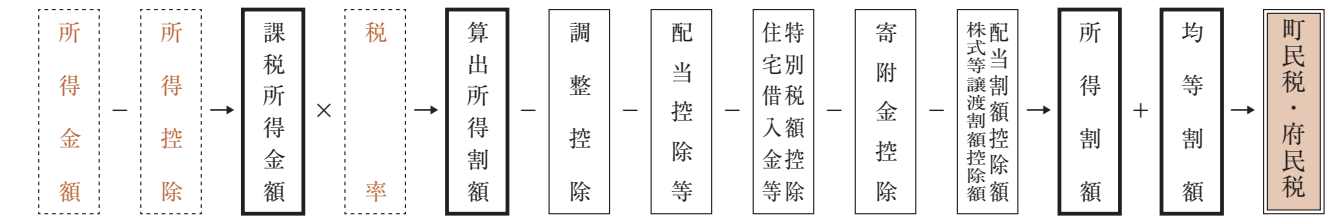
お問い合わせ

河南町住民部税務課町民税係
電話 0721-93-2500 番(代) 内線 143

☆町民税・府民税のかからない方

- 【均等割も所得割もかからない方】
- ・生活保護法によって生活扶助を受けている方
 - ・障がい者、未成年者、寡婦またはひとり親で前年中で合計所得金額が135万円以下（給与収入にすると2,044,000円未満）
 - ・前年中の合計所得金額が〔28万円×（同一生計配偶者＋扶養親族＋1）＋10万円〕以下の方（同一生計配偶者または扶養親族のある場合には＋17万円）
- 【所得割のかからない方】
- ・前年中の合計所得金額が〔35万円×（同一生計配偶者＋扶養親族＋1）＋10万円〕以下の方（同一生計配偶者または扶養親族のある場合には＋32万円）

☆町民税・府民税の計算方法



- ☆所得金額 ……………収入金額から必要経費や給与所得控除などを差し引いた金額です。
- ☆所得控除 ……………人的控除(扶養等)、社会保険料控除、生命保険料控除、医療費控除など控除額の合計額です。
- ☆総合課税所得割税率 ……町民税 6% 府民税 4%
- ☆均等割税額 ……………町民税 3,500円 府民税 1,800円
- ※「東日本大震災からの復興に関し地方公共団体が実施する防災のための施策に必要な財源の確保に係る地方税の臨時特例に関する法律」が制定されたことに伴い、平成26年度から令和5年度までの10年間、個人町民税の均等割額が3,000円から3,500円に、個人府民税の均等割額が1,000円から1,500円に引き上げられます。また、大阪府では、令和2年度から令和5年度まで4年間延長し、森林の有する公益的機能を維持増進するための環境の整備に係る施策に必要な財源（森林環境税）を確保するため、府民税均等割額に300円加算しています。
- ☆調整控除 ……………町民税・府民税と所得税との人的控除の差による調整控除です。
- ※合計所得金額が2,500万円を超える場合は適用外。
- ☆配当控除 ……………配当所得金額に税率を乗じた金額を、所得割の税額から差し引きます。
- 課税所得金額1,000万円以下部分 : 町民税1.6% 府民税1.2%
- 課税所得金額1,000万円超え部分 : 町民税0.8% 府民税0.6%
- ※証券投資信託、一般外貨建等証券投資信託の収益分配に係る配当については、税率が異なります。
- ☆住宅借入金等特別税額控除…所得税の住宅借入金等特別控除の適用を受けている方で、所得税から控除しきれなかった額を、翌年度の住民税から控除することができます。平成22年～令和3年12月末までに入居された方について住民税の住宅借入金特別控除が適用されます(平成19・20年は適用外)。また、消費税率10%が適用される住宅取得等について、令和元年10月1日から令和2年12月31日までの間に入居された方については控除期間が3年間（10年間から13年間に）延長されます。控除限度額については下表のとおり。
- | 居 住 年 | 平成22年1月1日～平成26年3月31日（平成19・20年は適用外） | 平成26年4月1日～令和3年12月31日 |
|-------|------------------------------------|---------------------------------|
| 控除限度額 | 所得税の課税総所得金額等の5%
（最高97,500円） | 所得税の課税総所得金額等の7%
（最高136,500円） |
- ☆寄附金税額控除 ……………昨年中に支払った寄附金のうち2千円を超える部分について、一定の限度まで控除されます。
- ☆分離課税税率 ……………
- | | | | |
|------|-----------------|----------------------|----------|
| 長期 | 一般の譲渡 | 町民税 3% | 府民税 2% |
| | 居住用財産の譲渡 | 6,000万円超え : 町民税 3% | 府民税 2% |
| | | 6,000万円以下 : 町民税 2.4% | 府民税 1.6% |
| | 優良住宅地の造成等のための譲渡 | 2,000万円超え : 町民税 3% | 府民税 2% |
| | | 2,000万円以下 : 町民税 2.4% | 府民税 1.6% |
| 短期 | 一般の譲渡 | 町民税 5.4% | 府民税 3.6% |
| | 国・地方公共団体への譲渡 | 町民税 3% | 府民税 2% |
| 株式譲渡 | 一般株式等 | 町民税 3% | 府民税 2% |
| | 上場株式等 | 町民税 3% | 府民税 2% |
| 配当 | | 町民税 3% | 府民税 2% |
| 先物取引 | | 町民税 3% | 府民税 2% |

※分離課税についての特別控除や繰越損失等の詳しい内容、事業所得等を有する白色申告の方に対する現行の記帳・帳簿の保存制度の対象者の拡大についての詳しい内容については、富田林税務署（0721-24-3281）までお問い合わせください。

所得金額

下表の説明を参照のうえ、各所得金額を記入してください。種目の欄には所得の生じた種目を、給与所得者の場合は、支払者の名称等を記入してください。

所得の種類		説 明	必要経費等(収入を得るために要する経費)
事業	営業等所得	販売業、製造業、料理・飲食業、サービス業（旅館、クリーニング、理髪、美容、浴場、遊戯場）などや、外交員、医師、弁護士、作家、俳優、プロスポーツ選手、内職、大工、左官などの職業から生ずる所得など、農業所得以外の事業により生ずる所得。	商品原価、租税公課、水道光熱費、通信費、広告宣伝費、雇人費、地代家賃、消耗品費、福利厚生費、損害保険料、管理費、修繕費、減価償却費、農業の場合の種苗・肥料代、農薬費など。
	農業所得	農作物の生産、果樹栽培、家畜飼育、酪農などの事業から生ずる所得。	
不動産所得		貸家、貸アパート・マンション、貸店舗、貸地などから生ずる所得。	
利子所得		公社債、預貯金の利子などの所得。 (源泉分離課税および普通預金の利子の申告は必要ありません。)	なし
配当所得		株式・出資金などの収益の分配により生ずる所得。 上場株式等の配当所得（源泉徴収済分）は、申告の必要はありません。 ※上場株式（大口保有上場株式(発行済株式総数の5%以上)）を除く。	株式の購入、出資のために借り入れた負債の利子。
給与所得		給料、俸給、賃金、賞与などの所得。	給与所得控除等 給与所得金額の速算表参照
雑所得		年金、恩給、互助年金、郵便・生命保険年金、本業でない人が受ける原稿料・印税などの他の所得に当てはまらない所得。	年金等については雑所得の速算表参照
総合譲渡所得		機械、車両、ゴルフ会員権などの資産の譲渡などによる所得。	取得費、譲渡に要した費用など。
一時所得		賞金、懸賞金、競輪・競馬の払戻金、生命保険の一時金などの所得。	保険一時金については支払元本など。
分離譲渡所得		田、畑、宅地、住宅、店舗、工場、借地権などの譲渡による所得。	取得費、譲渡に要した費用、登記費用、仲介手数料、植林費、伐採費、管理費など。
山林所得		山林の伐採や譲渡による所得。	

注) 分離譲渡所得・山林所得については、個人住民税（町民税・府民税）申告書での申告はできません。詳しくは富田林税務署までおたずねください。

所得控除（所得から差し引かれる金額）

下表の説明を参照のうえ、該当する支払等があれば記入してください。

控除の種類	説明	控除額																					
社会保険料控除	本人及び生計を一にする親族が負担することになっている健康保険料等のうち、あなたが支払ったり、給与から差し引かれたりした保険料がある場合。 ※国民年金保険料等については、控除証明書等の添付または、提示が必要です。	支払った保険料全額																					
小規模企業共済等掛金控除	昨年中に支払った、小規模企業共済法第2条の3に規定する第一種共済掛金及び、心身障害者扶養共済掛金がある場合。（支払証明書添付または提示）	支払った掛金全額																					
生命保険料控除	受取人が本人及び生計を一にする親族となっている生命保険契約に基づいて支払った生命保険料・掛金より、配当金等を差し引いた残りの金額がある場合。 ※・新契約（平成24年1月1日以降に締結した保険契約等）に基づく新生命保険料、介護医療保険料、新個人年金保険料それぞれの摘要限度額は、2.8万円。 ・旧契約（平成23年12月31日以前に締結した保険契約等）に基づく旧生命保険料、旧個人年金保険料それぞれの摘要限度額は、従来どおり3.5万円。 ・新契約と旧契約の両方について控除を受ける場合の摘要限度額は、2.8万円。 ・生命保険料控除の合計摘要限度額は、従来どおり7万円。 ※支払った保険料が、旧生命保険料控除については9,000円を超えるもの、それ以外の保険料については金額にかかわらず控除証明書が必要です。 上記については、平成25年度個人住民税から適用。	<table><tr><td></td><td>支払った保険料の額</td><td>控除額</td></tr><tr><td rowspan="4">新契約</td><td>12,000円以下</td><td>全額</td></tr><tr><td>12,000円超～32,000円以下</td><td>$\times 1/2 + 6,000$円</td></tr><tr><td>32,000円超～56,000円以下</td><td>$\times 1/4 + 14,000$円</td></tr><tr><td>56,000円超</td><td>28,000円</td></tr><tr><td rowspan="4">旧契約</td><td>15,000円以下</td><td>全額</td></tr><tr><td>15,000円超～40,000円以下</td><td>$\times 1/2 + 7,500$円</td></tr><tr><td>40,000円超～70,000円以下</td><td>$\times 1/4 + 17,500$円</td></tr><tr><td>70,000円超</td><td>35,000円</td></tr></table>		支払った保険料の額	控除額	新契約	12,000円以下	全額	12,000円超～32,000円以下	$\times 1/2 + 6,000$ 円	32,000円超～56,000円以下	$\times 1/4 + 14,000$ 円	56,000円超	28,000円	旧契約	15,000円以下	全額	15,000円超～40,000円以下	$\times 1/2 + 7,500$ 円	40,000円超～70,000円以下	$\times 1/4 + 17,500$ 円	70,000円超	35,000円
			支払った保険料の額	控除額																			
新契約	12,000円以下	全額																					
	12,000円超～32,000円以下	$\times 1/2 + 6,000$ 円																					
	32,000円超～56,000円以下	$\times 1/4 + 14,000$ 円																					
	56,000円超	28,000円																					
旧契約	15,000円以下	全額																					
	15,000円超～40,000円以下	$\times 1/2 + 7,500$ 円																					
	40,000円超～70,000円以下	$\times 1/4 + 17,500$ 円																					
	70,000円超	35,000円																					
地震保険料控除	地震保険料契約に基づいて支払った保険料がある場合。 （控除証明書の添付が必要） ※平成18年末までに締結した長期損害保険料（損害保険契約等のうち、保険期間や共済期間が10年以上の契約で満期返戻金等を払う旨の特約があるもの）には、従前の損害保険料控除が適用できます。 ※短期損害保険料控除は、廃止されました。 ※地震保険と長期損害保険がセットになっている保険契約は、どちらか一方しか控除対象となりません。	<table><tr><td></td><td>支払った保険料の額</td><td>控除額</td></tr><tr><td rowspan="2">地震</td><td>50,000円まで</td><td>$\times 1/2$</td></tr><tr><td>50,000円超え</td><td>25,000円</td></tr><tr><td rowspan="2">長期損害</td><td>5,000円まで</td><td>全額</td></tr><tr><td>5,000円超え 15,000円まで 15,000円超え</td><td>$\times 1/2 + 2,500$円 10,000円</td></tr></table> 地震保険、長期損害保険の両方ある場合は、あわせて25,000円を限度とします。		支払った保険料の額	控除額	地震	50,000円まで	$\times 1/2$	50,000円超え	25,000円	長期損害	5,000円まで	全額	5,000円超え 15,000円まで 15,000円超え	$\times 1/2 + 2,500$ 円 10,000円								
			支払った保険料の額	控除額																			
地震	50,000円まで	$\times 1/2$																					
	50,000円超え	25,000円																					
長期損害	5,000円まで	全額																					
	5,000円超え 15,000円まで 15,000円超え	$\times 1/2 + 2,500$ 円 10,000円																					
雑損控除	本人及び生計を一にする扶養親族が、災害や盗難、横領により日常生活上必要な住宅や家財等に損害を受けた場合。保険金等で補てんされる金額は差し引きます。	差引損失額－総所得金額の10%または、災害関連支出の金額－5万円のうちいずれか多い方の金額。																					
医療費控除	本人及び生計を一にする親族のために前年中支払った医療費がある場合または健康の維持増進等への一定の取組を行っているものが、本人及び生計を一にする親族に係る「スイッチOTC医薬品」の前年中の購入がある場合(特例)。（従来の医療費控除との選択適用・各々明細書等添付）保険金等で補てんされる金額は差し引きます。	差引支払い医療費－10万円または総所得金額の5%のいずれか少ない方の金額(200万円限度)。差引医薬品購入費－12,000円(特例)(88,000円限度)。																					

事業税に関する事項	詳しくは府税事務所（TEL0721－25－1131）までお問い合わせください。	
配当割額または株式等譲渡所得割額控除	上場株式等（大口以外）にかかる配当所得金額、特定口座における上場株式等譲渡所得金額を総所得金額に含めて申告し、配当割額または株式等譲渡所得割額の控除を受けようとする場合に記入してください。	町民税・府民税分の源泉徴収税額を 町民税 3/5 府民税 2/5 に按分した額
住宅借入金等特別税額控除	所得税額が減少したことにより、控除できる所得税の住宅借入金等特別控除額が減り控除しきれなかった額がある場合は、町民税・府民税の所得割額から控除できます。	

☆給与と所得金額の速算表

給与等の収入金額の合計額(A)	給与所得の金額	
550,999円まで	0円	
551,000円 ～ 1,618,999円まで	A - 550,000円	
1,619,000円 ～ 1,619,999円まで	1,069,000円	
1,620,000円 ～ 1,621,999円まで	1,070,000円	
1,622,000円 ～ 1,623,999円まで	1,072,000円	
1,624,000円 ～ 1,627,999円まで	1,074,000円	
1,628,000円 ～ 1,799,999円まで	A ÷ 4 (千円未満の 端数切捨)	× 2.4 + 100,000円
1,800,000円 ～ 3,599,999円まで		× 2.8 - 80,000円
3,600,000円 ～ 6,599,999円まで		× 3.2 - 440,000円
6,600,000円 ～ 8,499,999円まで	A × 90% - 1,100,000円	
8,500,000円以上	A - 1,950,000円	

(例) 給与収入が1,799,999円の場合

1,799,999円 ÷ 4

= 449,999円 → 449,000円 (千円未満の端数切捨)

449,000 × 2.4 + 100,000円 = 1,177,600円 (給与所得の金額)

☆公的年金等に係る所得金額の速算表

・65歳以上の場合 (昭和31年1月1日以前に生まれた人)

公的年金等の収入金額(A)	公的年金等雑所得の金額		
	公的年金等雑所得以外の所得に係る合計所得金額		
	1,000万円以下の場合	1,000万円を超え2,000万円以下の場合	2,000万円を超える場合
3,299,999円まで	A - 1,100,000円	A - 1,000,000円	A - 900,000円
3,300,000円 ～ 4,099,999円まで	A × 75% - 275,000円	A × 75% - 175,000円	A × 75% - 75,000円
4,100,000円 ～ 7,699,999円まで	A × 85% - 685,000円	A × 85% - 585,000円	A × 85% - 485,000円
7,700,000円 ～ 9,999,999円まで	A × 95% - 1,455,000円	A × 95% - 1,355,000円	A × 95% - 1,255,000円
10,000,000円以上	A - 1,955,000円	A - 1,855,000円	A - 1,755,000円

・65歳未満の場合 (昭和31年1月2日以後に生まれた人)

公的年金等の収入金額(A)	公的年金等雑所得の金額		
	公的年金等雑所得以外の所得に係る合計所得金額		
	1,000万円以下の場合	1,000万円を超え2,000万円以下の場合	2,000万円を超える場合
1,299,999円まで	A - 600,000円	A - 500,000円	A - 400,000円
1,300,000円 ～ 4,099,999円まで	A × 75% - 275,000円	A × 75% - 175,000円	A × 75% - 75,000円
4,100,000円 ～ 7,699,999円まで	A × 85% - 685,000円	A × 85% - 585,000円	A × 85% - 485,000円
7,700,000円 ～ 9,999,999円まで	A × 95% - 1,455,000円	A × 95% - 1,355,000円	A × 95% - 1,255,000円
10,000,000円以上	A - 1,955,000円	A - 1,855,000円	A - 1,755,000円

☆所得金額調整控除 …………… 下記に該当する場合は、給与所得から所得金額調整控除が控除されます。

(1) 給与等の収入金額が850万円を超え、次の1から3のいずれかに該当する場合

1. 特別障害者に該当する
2. 年齢23歳未満の扶養親族を有する
3. 特別障害者である同一生計配偶者若しくは扶養親族を有する

所得金額調整控除額 = (給与等の収入額(1,000万円を超える場合は1,000万円) - 850万円) × 10%

(2) 給与所得控除後の給与等の金額及び公的年金等に係る雑所得の金額があり、給与所得控除後の金額と公的年金等に係る雑所得の金額の合計額が10万円を超える場合

所得金額調整控除額 = (給与所得控除後の給与等の金額(10万円を超える場合は10万円) + 公的年金等に係る雑所得の金額(10万円を超える場合は10万円) - 10万円)

所得控除

下記を参照のうえ、控除対象となる配偶者、扶養親族がある場合はその氏名を、該当する控除を受けられる場合はその項目に記入してください。

扶 養 控 除	前年12月31日現在、あなたと生計を一にする配偶者以外の扶養親族で、合計所得金額が48万円以下の人を有する場合 ※個人番号欄に個人番号を記入してください。 一 般 扶 養 16歳以上19歳未満及び23歳以上70歳未満の人（平成14年1月2日以後平成17年1月1日以前及び昭和26年1月2日以後平成10年1月1日以前生まれ） 特 定 扶 養 19歳以上23歳未満の人（平成10年1月2日以後平成14年1月1日以前生まれ） 老 人 扶 養 70歳以上（昭和26年1月1日以前生まれ） 同 居 老 親 等 老人扶養親族のうち、本人または配偶者の直系尊属で同居している場合 年 少 扶 養 0歳以上16歳未満（平成17年1月2日以後生まれ）に対する扶養控除はありませんが非課税限度額算定の対象となりますので、必ず「16歳未満の扶養親族」欄にご記入ください。	一般の扶養 330,000円 特 定 扶 養 450,000円 老 人 扶 養 380,000円 同 居 老 親 等 450,000円
---------	--	--

配 偶 者 控 除	前年12月31日現在、あなたと生計を一にする配偶者（内縁関係は含みません）で、合計所得金額が48万円以下の人を有し、あなたの合計所得が1,000万円以下の場合 ※個人番号欄に個人番号を記入してください。 老人控除対象配偶者 70歳以上（昭和26年1月1日以前生まれ）の場合	表1 参照
-----------	---	-------

同一生計配偶者(控除対象配偶者を除く。)	あなたと生計を一にする配偶者（内縁関係は含みません）で、合計所得金額が48万円以下の人を有し、あなたの所得が1,000万円を超える場合にチェックしてください。
----------------------	---

配 偶 者 特 別 控 除	あなたの合計所得が1,000万円以下の場合、配偶者の所得に応じて控除が受けられます。	表2 参照
---------------	--	-------

基 礎 控 除	合計所得金額が2,400万円超の場合は3段階で逡減し、2,500万円超の場合は適用外となります。	表3 参照
---------	--	-------

配偶者控除額(表1)

区分	あなたの合計所得金額	900万円以下	900万円超950万円以下	950万円超1,000万円以下
控配偶除額者	一般	330,000円	220,000円	110,000円
	老人	380,000円	260,000円	130,000円

配偶者特別控除額(表2)

区分	あなたの合計所得金額	900万円以下	900万円超950万円以下	950万円超1,000万円以下
配偶者特別控除額	配偶者の合計所得金額	控除額		
	48万円超～100万円以下	330,000円	220,000円	110,000円
	100万円超～105万円以下	310,000円	210,000円	110,000円
	105万円超～110万円以下	260,000円	180,000円	90,000円
	110万円超～115万円以下	210,000円	140,000円	70,000円
	115万円超～120万円以下	160,000円	110,000円	60,000円
	120万円超～125万円以下	110,000円	80,000円	40,000円
	125万円超～130万円以下	60,000円	40,000円	20,000円
	130万円超～133万円以下	30,000円	20,000円	10,000円
	133万円超	0円	0円	0円

基礎控除(表3)

合計所得金額	基礎控除
2,400万円以下	430,000円
2,400万円超2,450万円以下	290,000円
2,450万円超2,500万円以下	150,000円
2,500万円超	0円

障 害 者 控 除	本人または生計を一にする扶養親族（所得48万円以下）が身体障害者、戦傷病者、精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている場合など ※障がいの種別・等級（程度）のわかる各種手帳又は障がい者控除対象認定書などが必要です。 ①特別障害者 身体障害者手帳1・2級、療育手帳A（重度）、精神障害者保健福祉手帳1級など ②普通障害者（その他の障害者） 身体障害者手帳3～6級、療育手帳B（中・軽度）、精神障害者保健福祉手帳2・3級など	① 300,000円 (同居の場合は530,000円) ② 260,000円
ひとり親控除・寡婦控除	・婚姻歴や性別に関わらず、生計を同じとする子（総所得金額等が48万円以下）を有する単身者（合計所得金額500万円以下に限る）について、「ひとり親控除」（控除額30万円）を適用 ・上記以外の寡婦については、寡婦控除として控除額26万円を適用し、子以外の扶養親族を有する寡婦についても、所得制限（合計所得金額500万円以下）を設定	表4 参照
勤 労 学 生 控 除	本人が勤労学生であり、昨年中の合計所得金額が75万円以下で、かつ自己の勤労によらない所得が10万円以下の場合	260,000円

ひとり親控除・寡婦控除(表4)

・本人が女性の場合

配偶関係			死別	離別	未婚
本人合計所得金額			500万円以下	500万円以下	500万円以下
扶養親族	有	子	300,000円	300,000円	300,000円
		子以外	260,000円	260,000円	0円
	無		260,000円	0円	0円

・本人が男性の場合

配偶関係			死別・離別・未婚
本人合計所得金額			500万円以下
扶養親族	有	子	300,000円
		子以外	0円
	無		0円

★主婦のパート収入と町民税・府民税及び所得税の関係

パートの収入	夫の所得から		ご自身に	
	配偶者控除が	配偶者特別控除が	町民税・府民税が	所得税が
93万円以下	受けられる	受けられない	かからない	かからない
93万円超～103万円以下	受けられる	受けられない	か か る	かからない
103万円超～201万6千円未満	受けられない	受けられる	か か る	か か る
201万6千円以上	受けられない	受けられない	か か る	か か る

主婦のパート収入は、給与所得となります。一年間の収入が一定額を超えると、町民税・府民税や所得税がかかるだけでなく、夫の所得から配偶者控除や配偶者特別控除が受けられなくなります。

(例) 申告書の書き方（表面）

令和 3 年度 町民税・府民税申告書（提出用）

(あて先) 河南町長 令和 年 月 日 提出

現住所

河南町大字白木1359-6

フリガナ

カナン タロウ

氏名

河南 太郎

生年月日

明・大(昭)平・令55年10月10日

1月1日現在の住所

同上

個人番号

234567890123

電話

自宅 0721-93-2500

代理届出者の氏名

整理番号

3 所得から差し引かれる金額に関する事項

⑩ 国民健康保険料 介護保険料 国民年金保険料

社会保険料控除 100,000 円 50,000 円 181,200 円

後期高齢者医療保険料 その他 合計 331,200 円

⑫ 新生命保険料の金額 介護医療保険料の金額 新個人年金保険料の金額

生命保険料控除 24,000 円 48,000 円 72,000 円

旧生命保険料の金額 旧個人年金保険料の金額

36,000 円

⑬ 地震保険料

地震契約分の支払保険料合計額 旧長期契約分の支払保険料合計額

40,000 円 16,000 円

⑭～⑮ ⑭ □ ひとり親・寡婦控除 ⑮ □ 勤労学生控除

□ 死別 □ 生死不明 □ 離婚 □ 未婚妻 (学校名)

⑯ 障害者控除

氏名 障害の種類と程度

氏名 障害の種類と程度

⑰～⑱ 配偶者控除・配偶者特別控除 同一生計配偶者

フリガナ カナン ハナコ 生年月日 明・大(昭)平・令56-12-29

氏名 河南 花子 配偶者の合計所得金額 0 円

個人番号 1234 5678 9012 □ 同一生計配偶者(控除対象配偶者を除く)

⑲ 扶養控除

氏名 生年月日 個人番号 続柄 同居・別居 該当に

河南 一郎 明・大(昭)平・令16-7-23 098765432109 子 □ 同居 特定高齢者

河南 二郎 明・大(昭)平・令12-6-6 987654321098 子 □ 同居 同居他

河南 桜子 明・大(昭)平・令30-7-7 1111 1111 1111 母 □ 別居 同居他

河南 三郎 明・大(昭)平・令8-7 2222 2222 2222 子 □ 同居 特定高齢者

□ 別居 同居他

⑳ 所得税における青色申告の承認の有無

承認あり・承認なし 合計額

6 寄附金に関する事項

都道府県・市区町 居住地の共同募金会 住所地の条例指定分(社会福祉法人・学校法人)

日赤支部分 大阪府分 河南町分

「都道府県、市区町村分」「住所地の共同募金会、日赤支部分」の各欄には、当該団体の名称と金額を記入してください。「住所地の条例指定部分」の「大阪府分」「河南町分」の各欄には、当該団体の名称と金額を記入してください。

7 給与所得及び公的年金等に係る所得以外の町民税・府民税・所得税の申告

□ 給与から差し引き(特別徴収) □ 自分で納付(普通徴収)

8 配当割額又は株式等譲渡所得割額の控除に関する事項

特定配当等に係る所得金額、特定株式等譲渡所得金額を総所得金額に含めた所得金額から、配当割額及び株式等譲渡所得割額の控除を受けようとする場合は、下の各欄に配当割額及び株式等譲渡所得割額を記入してください。

配当割額控除額 円 株式等譲渡所得割額控除額 円

分離課税に係る所得等のある方は、「町民税・府民税申告書」(分離課税等用)を提出してください。

1 事業・所得の種類

1 不 事業 収入 配 給 金 雑 額

2 業 利 所得 配 給 金 雑 額

3 業 利 所得 配 給 金 雑 額

4 業 利 所得 配 給 金 雑 額

5 業 利 所得 配 給 金 雑 額

6 業 利 所得 配 給 金 雑 額

7 業 利 所得 配 給 金 雑 額

8 業 利 所得 配 給 金 雑 額

9 業 利 所得 配 給 金 雑 額

10 業 利 所得 配 給 金 雑 額

11 業 利 所得 配 給 金 雑 額

12 業 利 所得 配 給 金 雑 額

13 業 利 所得 配 給 金 雑 額

14 業 利 所得 配 給 金 雑 額

15 業 利 所得 配 給 金 雑 額

16 業 利 所得 配 給 金 雑 額

17 業 利 所得 配 給 金 雑 額

18 業 利 所得 配 給 金 雑 額

19 業 利 所得 配 給 金 雑 額

20 業 利 所得 配 給 金 雑 額

21 業 利 所得 配 給 金 雑 額

22 業 利 所得 配 給 金 雑 額

23 業 利 所得 配 給 金 雑 額

24 業 利 所得 配 給 金 雑 額

25 業 利 所得 配 給 金 雑 額

26 業 利 所得 配 給 金 雑 額

27 業 利 所得 配 給 金 雑 額

28 業 利 所得 配 給 金 雑 額

29 業 利 所得 配 給 金 雑 額

30 業 利 所得 配 給 金 雑 額

31 業 利 所得 配 給 金 雑 額

32 業 利 所得 配 給 金 雑 額

33 業 利 所得 配 給 金 雑 額

34 業 利 所得 配 給 金 雑 額

35 業 利 所得 配 給 金 雑 額

36 業 利 所得 配 給 金 雑 額

37 業 利 所得 配 給 金 雑 額

38 業 利 所得 配 給 金 雑 額

39 業 利 所得 配 給 金 雑 額

40 業 利 所得 配 給 金 雑 額

41 業 利 所得 配 給 金 雑 額

42 業 利 所得 配 給 金 雑 額

43 業 利 所得 配 給 金 雑 額

44 業 利 所得 配 給 金 雑 額

45 業 利 所得 配 給 金 雑 額

46 業 利 所得 配 給 金 雑 額

47 業 利 所得 配 給 金 雑 額

48 業 利 所得 配 給 金 雑 額

49 業 利 所得 配 給 金 雑 額

50 業 利 所得 配 給 金 雑 額

51 業 利 所得 配 給 金 雑 額

52 業 利 所得 配 給 金 雑 額

53 業 利 所得 配 給 金 雑 額

54 業 利 所得 配 給 金 雑 額

55 業 利 所得 配 給 金 雑 額

56 業 利 所得 配 給 金 雑 額

57 業 利 所得 配 給 金 雑 額

58 業 利 所得 配 給 金 雑 額

59 業 利 所得 配 給 金 雑 額

60 業 利 所得 配 給 金 雑 額

61 業 利 所得 配 給 金 雑 額

62 業 利 所得 配 給 金 雑 額

63 業 利 所得 配 給 金 雑 額

64 業 利 所得 配 給 金 雑 額

65 業 利 所得 配 給 金 雑 額

66 業 利 所得 配 給 金 雑 額

67 業 利 所得 配 給 金 雑 額

68 業 利 所得 配 給 金 雑 額

69 業 利 所得 配 給 金 雑 額

70 業 利 所得 配 給 金 雑 額

71 業 利 所得 配 給 金 雑 額

72 業 利 所得 配 給 金 雑 額

73 業 利 所得 配 給 金 雑 額

74 業 利 所得 配 給 金 雑 額

75 業 利 所得 配 給 金 雑 額

76 業 利 所得 配 給 金 雑 額

77 業 利 所得 配 給 金 雑 額

78 業 利 所得 配 給 金 雑 額

79 業 利 所得 配 給 金 雑 額

80 業 利 所得 配 給 金 雑 額

81 業 利 所得 配 給 金 雑 額

82 業 利 所得 配 給 金 雑 額

83 業 利 所得 配 給 金 雑 額

84 業 利 所得 配 給 金 雑 額

85 業 利 所得 配 給 金 雑 額

86 業 利 所得 配 給 金 雑 額

87 業 利 所得 配 給 金 雑 額

88 業 利 所得 配 給 金 雑 額

89 業 利 所得 配 給 金 雑 額

90 業 利 所得 配 給 金 雑 額

91 業 利 所得 配 給 金 雑 額

92 業 利 所得 配 給 金 雑 額

93 業 利 所得 配 給 金 雑 額

94 業 利 所得 配 給 金 雑 額

95 業 利 所得 配 給 金 雑 額

96 業 利 所得 配 給 金 雑 額

97 業 利 所得 配 給 金 雑 額

98 業 利 所得 配 給 金 雑 額

99 業 利 所得 配 給 金 雑 額

100 業 利 所得 配 給 金 雑 額

全てのの方の記入箇所

・現住所（1月1日現在の住所）

・氏名、フリガナ ・印鑑捺印

・個人番号 ・生年月日

・連絡先（日中連絡のとれる電話番号）

該当するの方の記入箇所（所得控除）

・申告には、各所得控除がわかる明細書や証明書を添付してください。

該当するの方の記入箇所（人的控除）

・配偶者、扶養親族がいる場合は、該当箇所に☑を付け、氏名（フリガナ）、生年月日、個人番号、続柄を記入してください。（配偶者の場合は、合計所得金額も記入してください。）

・障害に該当の場合、対象者の手帳等の写しを添付してください。

全てのの方の記入箇所

・各所得金額の合計額を⑨に、「3 所得から差し引かれる金額に関する事項」の⑩から㉑で記入した内容を右の欄の対応する箇所に記入してください。

・収入が0の方は、⑨に0、⑳、㉑、㉒に「430,000」とご記入ください。